

## 土岐市告示第5号

土岐市ごみ処理手数料収納事務委託に関する要綱を次のように定める。

令和3年2月12日

土岐市長 加藤 淳 司

### 土岐市ごみ処理手数料収納事務委託に関する要綱

#### (趣旨)

第1条 この告示は、土岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和55年土岐市条例第10号。以下「条例」という。）第9条第1項に規定する指定ごみ袋による一般廃棄物処理手数料（以下「手数料」という。）の徴収及び土岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成5年土岐市規則第10号）第12条に規定する指定ごみ袋の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

#### (事務の委託)

第2条 市長は、指定ごみ袋による手数料の収納に関する事務及び指定ごみ袋の交付に関する事務を市が指定する指定ごみ袋の取扱店（以下「取扱店」という。）に委託することができる。

#### (委託契約の締結)

第3条 市長は、第6条の規定により取扱店の指定を決定したときは、委託契約を締結するものとする。

#### (委託契約の告示)

第4条 市長は、前条の規定により委託契約を締結したときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により、その旨を告示しなければならない。

#### (取扱店の条件)

第5条 取扱店の指定を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 小売業等の営利事業を行う者で、次に掲げる要件を全て満たすもの
  - ア 市内に店舗を有すること。
  - イ 市税を滞納していないこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの  
(取扱店の指定)

第6条 取扱店の指定を受けようとする者は、土岐市指定ごみ袋取扱店指定申請書（別記様式第1号）に、必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、取扱店の指定を決定したときは、土岐市指定ごみ袋取扱店指定通知書（別記様式第2号）により、指定しないことを決定したときは、土岐市指定ごみ袋取扱店不指定通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。  
(指定ごみ袋の取扱い)

第7条 取扱店は、一般の需要を満たすに足りる数量の指定ごみ袋を常備し、善良なる管理者の注意をもって保管するものとする。

- 2 取扱店は、指定ごみ袋の交付を受けようとする者から条例に定める手数料を収納し、指定ごみ袋を交付するものとする。
- 3 取扱店は、指定ごみ袋を交付するときは、条例別表第1に規定する1セット単位（以下「交付単位」という。）とする。
- 4 取扱店は、指定ごみ袋を景品等として使用し、又は手数料の額を変更して指定ごみ袋を交付してはならない。
- 5 取扱店は、店内の見やすい場所に土岐市指定ごみ袋取扱店証兼指定ごみ袋による一般廃棄物処理手数料収納事務受託者証（別記様式第4号）を掲示し、店内の指定ごみ袋を置く場所に手数料を表示しなければならない。
- 6 取扱店は、市から指定ごみ袋の引渡しを受けようとするときは、必要な事項を記載した指定ごみ袋発注書（別記様式第5号）を市長に提出するものとする。
- 7 取扱店は、市から引渡しを受けた指定ごみ袋が、市の責めに帰すべき理由により汚損し、又は損傷しているときは、当該指定ごみ袋の交換を市長に請求することができる。

(手数料の請求)

第8条 市長は、前条第6項の発注書に基づき、引き渡した指定ごみ袋の交付単位数に相当する手数料を納入通知書により取扱店に請求するものとする。

(手数料の納入)

第9条 取扱店は、前条の規定により市から請求を受けたときは、指定の期日までに手数料を納入しなければならない。

(委託料)

第10条 市長は、指定ごみ袋の交付単位につき35円を、委託料として取扱店に支払うものとする。

2 委託料は、手数料から差し引いて清算をする繰替払をするものとする。

(調査等)

第11条 市長は、指定ごみ袋の取扱方法その他取扱事務に関し必要があると認めるときは、取扱店に対して報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(引渡しの停止)

第12条 取扱店が、手数料を指定の期日までに納入しないときは、市長は、当該手数料の納入が確認できるまで、指定ごみ袋の引渡しをしないものとする。

(取扱いの変更)

第13条 取扱店は、第6条の申請内容について変更があったときは、土岐市指定ごみ袋取扱店指定内容変更届(別記様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(取扱いの廃止)

第14条 取扱店は、指定ごみ袋の取扱いを廃止しようとするときは、特別な事情がある場合を除き、30日前までに土岐市指定ごみ袋取扱店廃止届(別記様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(指定の取消し)

第15条 市長は、取扱店が次の各号のいずれかに該当するときは、土岐市指定ごみ袋取扱店指定取消通知書(別記様式第8号)により、当該取扱店の指定を取り消すものとする。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 第11条の規定による指示に従わず、報告の求めに応じなかったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が取扱店として適当でないと認めたとき。

(指定ごみ袋の返還等)

第16条 取扱店は、前2条に該当するときは、保有する指定ごみ袋を市に返還しなければならない。

2 取扱店は、手数料の還付を希望する場合は、土岐市指定ごみ袋手数料還付申請書（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

3 市は、前項の規定により還付申請書の提出があった場合は、指定ごみ袋の交付単位数に相当する手数料から当該交付単位数に相当する委託料を差し引いた額を、取扱店に還付するものとする。

(委任)

第17条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

第2条 第6条の規定による取扱店の指定のために必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。